

# プログラム申請の提出書類(1)

## I. 専門医機構に認定された総合診療専門研修プログラムをお持ちでない場合(新規申請)

1. 新規申請Aフォーム(申請書A)
2. 新規申請Bフォーム(申請書B)
3. 専門研修プログラム(専門研修プログラム冊子)
4. 専門研修プログラムの概要と診療実績(別添1)
5. 研修目標及び研修の場(別添2)
6. 専門研修プログラムにおける「専攻医」ごとの専門研修ローテート(予定)
7. 医療資源の乏しい地域としての希望理由書(該当の場合のみ)

# プログラム申請の提出書類(2)

## Ⅱ.すでに専門医機構に認定された総合診療専門研修プログラムをお持ちの場合(更新手続き)

### A. 昨年度の申請内容から変更がない場合

1. 変更申請フォーム: 1枚目のシート、別紙2、別紙4-1、別紙4-2

B. 昨年度の申請内容から変更がある場合(変更箇所には、メールアドレスの変更、事務担当者の変更なども含まれます。特にメールアドレスは専門医機構からの連絡に必要となりますので、変更がある場合は、必ず申請して下さい。なお、患者数は大幅な変動がなければ修正は不要です。)

1. 変更申請フォーム: : 1枚目のシート、別紙2、別紙4-1、別紙4-2に加え、「変更内容シート」。また、変更箇所に関係する下記2～7の書類(変更箇所に関わる書類のみ提出。変更箇所は赤字で記載)

2. 新規申請Bフォーム(申請書B) (\*「新規」となっていますが更新手続きの場合はこちらをご使用下さい。)

3. 専門研修プログラム(専門研修プログラム冊子)

4. 専門研修プログラムの概要と診療実績(別添1)

5. 研修目標及び研修の場(別添2)

6. 専門研修プログラムにおける「専攻医」ごとの専門研修ローテート(予定)

7. 医療資源の乏しい地域としての希望理由書(該当の場合のみ)

# プログラム申請の提出書類(3)

## 7.医療資源の乏しい地域としての希望理由書(該当の場合のみ)について

総合診療領域では、「へき地・過疎地域の専門研修」を行う必要があります。

- ①「過疎地域」は、総務省の指定する地域、厚生労働省または都道府県の指定する地域
- ②「離島」は、原則としては離島振興法に指定された地域

とされていますが、へき地・過疎地域の定義は満たさないものの、「医療資源の乏しい地域」として専門医機構が認める地域での研修は、「へき地・過疎地域の専門研修」として認められます。

「医療資源の乏しい地域」は、「人口10万に対する医師数が全国平均以下」となっています。この条件の適応を希望する場合に「医療資源の乏しい地域としての希望理由書」を提出して下さい。

# プログラム申請の提出書類

既に専門医機構認定の総合診療  
専門研修プログラムを持っている

更新手続き

はい

いいえ

新規申請

昨年度の申請内容から  
変更がある

はい

いいえ

1.変更申請フォーム

- すべてのシート
- 変更箇所に関係する下記2~7の書類(変更箇所に関わる書類のみ提出。変更箇所は赤字で記載)

1.変更申請フォーム

- 1枚目のシート
- 別紙2
- 別紙4-1
- 別紙4-2

- 1.新規申請Aフォーム(申請書A)
- 2.新規申請Bフォーム(申請書B)
- 3.専門研修プログラム(専門研修プログラム冊子)
- 4.専門研修プログラムの概要と診療実績(別添1)
- 5.研修目標及び研修の場(別添2)
- 6.専門研修プログラムにおける「専攻医」ごとの専門研修ローテート(予定)
- 7.医療資源の乏しい地域としての希望理由書(該当の場合のみ)

2.新規申請Bフォーム(申請書B) (\*「新規」となっていますが更新手続きの場合もこちらをご使用下さい。)

3.専門研修プログラム(専門研修プログラム冊子)

4.専門研修プログラムの概要と診療実績(別添1)

5.研修目標及び研修の場(別添2)

6.専門研修プログラムにおける「専攻医」ごとの専門研修ローテート(予定)

7.医療資源の乏しい地域としての希望理由書(該当の場合のみ)